（別紙４）一般清掃業務要領

Ⅰ　基本実施項目

１．業務準備

清掃業務を行う際には、必ず手袋を装着し、必要時にはマスク・エプロンを着用する。

２．ゴミの取り除きとゴミ箱の清掃

１）共用部のゴミ

（１）ホール・廊下等の共用部のゴミ回収は、午前 1 回を基本とするが、現場の状況に応じ適宜回数を増やすこと。

（２）ゴミ箱にはゴミ袋を取り付けること。

（３）ゴミ箱の中にあるゴミを取り除き、少なくとも週１回の割合でゴミ箱のビニール袋を交換すること。また、汚れの状態を見て適宜ビニール袋を交換すること。

（４）ゴミ箱が汚れている場合、必要に応じて消毒剤を含む溶液で拭いて、消毒クリーニングを行うこと。

２）一般ゴミ、分別ゴミの運搬

（１）市役所指定の分類に従って集積されたゴミを、ゴミ集積場まで運搬し、それぞれ所定の場所に収めること。また集積場は整理整頓すること。

（２）運搬の回数は、午前１回とするが、現場の状況に応じ適宜増やすこと。

３．高所清掃

１）天井に近いところ、即ちドア上部、桟、壁面の上部等に存在する埃等を高所除塵に適した用具（電気掃除機又は高所除塵用モップ等、以下「集塵用具等」という）で除塵すること。

２）空調機の給排気口（外側）は、概ね週１回の割合で除塵すること。

４．床の除塵

１）床面が P タイル、樹脂系シート及びフローリングのフロアーは、ゴミや埃が空中に舞

い上がらないよう注意しながら、掃除機等の集塵装置等で除塵すること。

２）床面がカーペットのフロアーはゴミや埃を集塵装置等で除塵すること。また、除塵中にシミを発見した場合には、簡単にとることができるシミは簡易洗浄を行い、カーペット自体に破損箇所がある場合など、修復ができない場合は、予備品と交換すること。

５．桟、備品等の清拭

次に挙げる項目について、消毒剤を含ませた清潔なクロスで消毒拭きを行う。

また、ガラス、ステンレス部分は清拭後、空拭きを行う。

１）室内窓ガラス、桟、棚、カウンター、手摺、案内板、ドア、手の届く範囲の壁（クロス張りの壁は除く）、電気スイッチ板、室内ロッカーの表面等

２）ドアの取手や蝶番等の部分的な汚れやシミ

３）共用部分の備品全て（ソファー等の椅子、テーブル、電話機、消火栓、消化器、人工観葉植物等）

除塵を行う電気掃除機等の吸い口はソファー用のものを別途用意すること。

６．施設の水まわり（手洗い等の洗面所、トイレ、浴室等）

１）手洗いの流し、便器及びバスタブ等の内外部の消毒・清掃を行う。

２）棚、桟等、ガラス、壁等の消毒・清掃を行う。

３）水道蛇口、シャワー器具、配管パイプ、排水溝等の消毒・清掃を行う。

４）床の消毒・清掃を行う。

５）鏡を磨く。

６）トイレットペーパー、石鹸水等を必要に応じて補給する。

７．床の清拭等

Ｐタイルフロア、樹脂系シート及びフローリングフロアは、消毒剤を入れた溶液に浸したモップで拭き、消毒クリーニングを行うこと。カーペットフロアは、集塵用具等で除塵を行うこと。

なお、集塵道具、モップや清拭用クロスの使用方法は、使用場所別に清拭の実施方法を記載した書類を委託者に提出し、了承を得た方法で実施すること。トイレで使用したものをトイレ以外の場所で使用するなどをしないこと。

８．外回り

駐車場や側溝などの外回りの施設は週一回程度ゴミ取りを行うこと。また、毎日点検を行い、美観の向上に努めること。また、秋季から冬季にかけては毎日落ち葉を集め、除去すること。

９．見直し・点検・補修業務

清掃時に動かした備品類は、業務終了後、もとの状態に戻すこと。防火扉の前や防火シャッターの下にはいかなるものも置かないように注意し、置いてあれば問題の無い場所に移動させて、委託者に報告すること。

なお、使用中でない用具、器材は、全て所定の場所に収納し、来庁者の目に触れる場所に置かないこと。また、もし業務内容に不備があった時や、委託者より業務内容に関して指摘があった場合は速やかに業務内容の見直しを行い、改善に努めること。

Ⅱ　部門別特記項目

１．階段

１日に１回は清掃を行い、汚れの通報があった時は、随時速やかに清掃を行うこと。

清掃を行う場所については階段の床面のほか、蹴込み板、巾木、手摺、桟、その他手の届く範囲の壁の部分的汚れ等の清掃を行う。

２．エレベーター

エレベーターの清掃は、早朝の利用者の少ない時間帯に行うこと。また、汚れの通報があった時は、随時速やかに清掃を行うこと。床、壁、手摺は消毒用クロスで清拭後、十分空拭きを行う。天井は、月に１回以上除塵を行い、適宜消毒清拭を行うこと。

３．洗面台・トイレ・給茶機等水まわり

床・・・・・・洗剤拭き、消毒拭きを適宜行う。特にトイレでは、尿の汚れが放置されるとシミの原因となるので適宜点検を行う。

壁及び扉等・・洗剤拭き、消毒拭きを行い、必要に応じ空拭きをする。

大・小便器・・大・小便器は日に最低１回の全面清掃を行う。特に小便器の目皿や便座の裏側なども入念に行う。業務にあたっては、陶器を傷める可能性のある強酸性洗剤、研磨剤入り洗剤やパッドは使用を極力控えること。また、便器用の用具は全て他の場所の清掃用具とは別に用意すること。

洗面台・・・・材質にあった洗剤、用具を使用して日に最低１回全面洗浄を行い、点検時に補修する。ステンレス部分は仕上げに空拭きを行う。

鏡・・・・・・日に１回十分に清拭を行い、点検時には汚れたところを清掃する。

ゴミ処理・・・適宜内容物を収集し、適宜点検する。汚物いれ、生ゴミについても同様に行う。ゴミ容器は、適宜、水若しくは洗剤で洗い、消毒拭きを行う。

金属部・・・・衛生金具は、日に１回空拭きを行い、錆が発生しないようにする。

流し台・・・・流し台の清掃はステンレス部分に傷がつかないように注意して洗浄を行い、茶渋や水垢などの汚れを除去する。

その他・・・・湯沸かし器、棚、などの清掃も適宜行う。

４．共用部分（玄関・廊下・ホール・トイレ等）の壁洗浄清掃

廊下・ホール等の壁は洗剤を使用して汚れを除去した後、消毒液を含ませたクロスで拭く。洗剤・消毒液の使用については材質を傷めないかどうか、テストして十分確認してから行う。